

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : マルト建設株式会社
法人番号 : 7380001018402
業者の住所 : 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565

2 指名停止の期間 : 令和5年3月30日～令和5年7月29日(4か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

当該事業者の代表取締役は、福島県会津農林事務所発注の公共工事の入札をめぐり、福島県職員から設計金額を教えてもらった見返りに飲食等の接待を提供したとして、令和5年1月23日、贈賄の疑いで福島県警察本部に逮捕され、同年2月13日、贈賄の罪で福島地方検察庁に起訴された。

また、同社の取締役は、福島県職員から入手した設計金額を別の会社に伝えて公正な入札を妨害したとして、同年2月13日、公契約関係競売入札妨害の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第3号ア(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～2 省略	省略
(贈賄)	
3 次のア、イ又はウに掲げる者が他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	全地区を対象として3か月以上9か月以内
イ 一般役員等	発生地区を対象として2か月以上6か月以内 発生外地区を対象として1か月以上3か月以内
ウ 使用人	発生地区を対象として1か月以上3か月以内
4～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)